

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改 正 案	現 行
（特定金庫における計算関係書類の監査） 第三十一条（略） 2（略） 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第六号において同じ。）に関する注記に係る事項 二、四（略） 4・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一、五（略） 六 事業年度の末日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該金庫の経営に重要な影響を	（特定金庫における計算関係書類の監査） 第三十一条（略） 2（略） 3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 一 継続企業の前提（当該金庫の事業年度の末日において、財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他金庫が将来にわたつて事業を継続するとの前提をいう。）に係る事項 二、四（略） 4・5（略） （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一、五（略） （新設）

及ぼす事象（以下この号及び次条第四号において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 2 （略） 第百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 三 （略） 四 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容	2 （略） 第百三十三条 銀行法第二十一条第二項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 一 三 （略） （新設）
--	---

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行	
別紙様式第2号（第25条第1項関係）		別紙様式第2号（第25条第1項関係）	
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫名 理 事 長 氏 名 印 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(22) (略) 2.～7. (略)		第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫名 理 事 長 氏 名 印 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(22) (略) 2.～7. (略)	

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行	
別紙様式第 6 号（第25条第 1 項関係）		別紙様式第 6 号（第25条第 1 項関係）	
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印		第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印	
（略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>（1） 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第 1 号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(22) (略) 2.～7. (略)		（略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>（1） 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第 3 項第 1 号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(22) (略) 2.～7. (略)	

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行	
別紙様式第10号（第25条第1項関係）		別紙様式第10号（第25条第1項関係）	
第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印		第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表 年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 信用金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印	
(略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提</u>（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 ① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> ② <u>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> ③ <u>当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> ④ <u>当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(22) (略) 2.～7. (略)		(略) (記載上の注意) 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 (1) <u>継続企業の前提</u>（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を拘かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 ① <u>当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> ② <u>継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> ③ <u>当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> ④ <u>当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(22) (略) 2.～7. (略)	

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行	
別紙様式第13号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4）		別紙様式第13号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4）	
（略）		（略）	
<u>第2 貸 借 対 照 表</u>		<u>第2 貸 借 対 照 表</u>	
（略）		（略）	
（記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(22)（略） 2.～7.（略）		（記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を拘かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無 (2)～(22)（略） 2.～7.（略）	
（略）		（略）	

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案	現行
別紙様式第13号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4） （略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2（年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかに なるように記載すること。 <u>（1）継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第1号に規定する継続企業の前提をいう。</u> <u>以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象</u> <u>又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確</u> <u>実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場</u> <u>合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別 （2）～（18）（略） 2. ～ 5.（略） （略）	別紙様式第13号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4） （略） 第2 連結財務諸表 1.（略） 2（年 月 日現在）連結貸借対照表 （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らか なるように記載すること。 <u>（1）継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第1号に規定する継続企業の前提をいう。</u> <u>以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無</u> （2）～（18）（略） 2. ～ 5.（略） （略）

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行	
別紙様式第14号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4） （略） <u>第2 貸 借 対 照 表</u> （略） （記載上の注意） 1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> <u>(2)～(22)</u> （略） 2．～7．（略） （略）		別紙様式第14号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4） （略） <u>第2 貸 借 対 照 表</u> （略） （記載上の注意） 1．次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> <u>① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> <u>(2)～(22)</u> （略） 2．～7．（略） （略）	

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行
別紙様式第14号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4） （略）		別紙様式第14号の2（第131条第2項関係） （日本工業規格A4） （略）
第2 連結財務諸表		第2 連結財務諸表
1（略）		1（略）
2（略）		2（略）
（記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>（1） 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別 (2)～(18)（略） 2. ～7.（略） (略)		（記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>（1） 継続企業の前提（信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項</u> ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 ④ 当該重要な疑義の影響の連結財務諸表への反映の有無 (2)～(18)（略） 2. ～7.（略） (略)

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）（第七条関係）

改正案		現行	
別紙様式第15号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4） （略） <u>第2 貸 借 対 照 表</u> （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提</u> （信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況が存在する場合であつて、当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項 <u>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 当該事実又は状況を解消し、又は改善するための対応策</u> <u>③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由</u> <u>④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別</u> (2)～(22)（略） 2.～7.（略） （略）		別紙様式第15号（第131条第1項関係） （日本工業規格A4） （略） <u>第2 貸 借 対 照 表</u> （略） （記載上の注意） 1. 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。 <u>(1) 継続企業の前提</u> （信用金庫法施行規則第31条第3項第1号に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事実又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 <u>① 当該事実又は状況が存在する旨及びその内容</u> <u>② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無</u> <u>③ 当該事実又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画</u> <u>④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無</u> (2)～(22)（略） 2.～7.（略） （略）	